

八戸商工会議所

令和7年度要望書に対する回答

令和6年12月16日

八 戸 市

I. 最重点要望事項

◎ 新規要望事項

1. 挑戦する中小企業を後押しする支援策の強化

◎ (1) 中小企業・小規模事業者の自己変革や生産性向上へ向けた取組支援

国内企業を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症による落ち込みから回復する一方で、深刻化する人手不足のほか、賃上げ、物価高、金利上昇、DXの進展、脱炭素の重要性の高まりなど、大きな転換期を迎えており、特に中小企業・小規模企業においては、厳しい経営環境の中で賃上げを実現し、設備投資や金利のコストを負担していく必要があります。

このような中、企業の自己変革や生産性向上に向けた支援制度として、国では「生産性革命推進事業」「省力化投資補助事業」「事業再構築補助事業」による補助金交付や税制支援を、また青森県では「DX先行モデル創出支援事業」「新事業展開等促進事業」等を行っております。

市といたしましても、大型設備投資や新商品・新サービスの開発等に利用可能な「中小企業振興条例に基づく助成金」や、大学等との共同研究を支援する「産学官共同研究開発支援事業補助金」の交付のほか、市独自のコーディネーターが企業の抱える多様な課題の解決を図る「地域企業課題解決支援事業」の実施などを通じて、市内中小企業・小規模企業が高い挑戦意欲に基づき実施する取組の支援を行っております。

地域経済が将来にわたり持続的発展を遂げていくためには、市内企業の大多数を占める中小企業・小規模企業の活躍が必要不可欠であることから、引き続き、市の附属機関である中小企業・小規模企業振興会議からの意見聴取を踏まえながら、支援制度の見直しや更なる充実を図ってまいります。

さらに、国においては、総合経済対策の策定が予定されていることから、その動向を注視しながら、今後の補正予算や令和7年度当初予算の編成を進めてまいります。

【担当課：商工労働まちづくり部 商工課】

◎ (2) 原材料費や燃料費、人件費の高騰などに対応するための経済対策

中小企業・小規模企業を取り巻く環境は、原材料費や燃料費の上昇に加え、賃上げ、構造的な人手不足、50年ぶりの円安水準、日銀のマイナス金利政策からの転換、DXの進展、カーボンニュートラル・GXの重要性の高まりなど、大きく変化しております。

また、日本銀行が本年7月31日に発表した「経済・物価情勢の展望」によると、令和7年度及び令和8年度における消費者物価の基調的な上昇率は、賃金と物価の好循環が引き続き強まっていくことなどを背景に、概ね2%程度で推移すると予想されており、今後も緩やかな物価上昇の継続が見込まれています。

こうした状況下にあって、中小企業・小規模企業が事業活動を継続していくためには、生産性の向上や経営状況の見える化、価格交渉力の強化など、これまでの慣習を脱却するための自己変革に挑戦し、企業の稼ぐ力を継続的に強化

していく必要があると認識しております。

しかしながら、経営資源に制約のある小規模企業にとって独力による稼ぐ力の強化は困難であることから、貴会議所を始めとした産業支援機関によるサポートが重要となります。

市といたしましては、市内中小企業・小規模企業が社会経済情勢の変化に対応し、持続的な成長を実現できるよう、国による経済対策の動向を注視し、国や青森県による支援制度との役割分担を図りつつ、貴会議所とも連携しながら適切な支援を講じてまいります。

【担当課：商工労働まちづくり部 商工課】

◎ (3) 国内外への販路開拓支援の拡充

国内の販路開拓につきましては、インバウンドの対応を含め、来訪者や消費者の「食の多様化」に対応することが、地域全体の稼ぐ力の向上につながるものと考えています。

そのため市では、地場産品を活用した料理・食文化の普及活動等を支援するため、市内の団体が実施する八戸地域の地場産品を活用した料理・食文化の普及活動に対して、経費の一部を補助することにより、地場産品の販路拡大及び地場産業の振興を推進しております。

また、一般財団法人V I S I Tはちのへが実施する物産展や商談会開催等の地場産品の販路拡大事業を支援することで、圏域ブランドの認知度向上、販路拡大・販売促進を図っております。

さらに今年度は、食の専門誌と八戸都市圏交流プラザ（8 base）を連動させ、地場産品の高付加価値化と販路拡大につながるPRや食イベントに取り組んでおります。

一方、海外の販路開拓につきましては、人口減少や高齢化により国内市場が縮小する中、企業の将来に渡る事業継続のため必要であると考えており、八戸圏域で連携し、北米や東南アジア等を対象としたプロモーションやデモ販売、バイヤーとの商談会を開催し、地場産品等の販路開拓に取り組んでおります。

国においても、輸出額目標である2025年に2兆円、2030年に5兆円を達成するため、令和2年11月には「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議」においてとりまとめ、省庁の垣根を超え食品輸出拡大に取り組むこととしており、市としては、ジェトロ青森と連携したバイヤー招聘等の取り組みを展開しているところです。

今後とも、当市の多様な食文化を通じて、関係人口の増加やサステナブルな観光産業の育成を目指し、「食のまちはちのへ」の高付加価値化や国内外の販路拡大につながる事業に積極的に取り組み、挑戦する中小企業を後押しするための支援策強化を検討してまいります。

【担当課：商工労働まちづくり部 商工課】

【担当課：観光文化スポーツ部 観光課】

◎ (4) 八戸の魅力あふれる地場産品を活用した新商品開発の支援強化

当市は、夏季冷涼な気候特性を生かした多様な農畜産物や、八戸港で水揚げされた水産品を活用した加工品等のもとより、三陸復興国立公園に指定される種差海岸、国の重要無形民俗文化財の八戸えんぶり、国宝の合掌土偶や世界遺産登録された是川石器時代遺跡など、個性豊かな地域資源を多数有しており、市では、これらの地域資源の価値を高めるため、ハード・ソフトを組み合わせたブランド化を推進しているところであります。

また、市内企業においても、地域資源を活用した商品開発が積極的に行われておりますが、新型コロナウイルス感染症による行動制限が解除されて以降、国内旅行者やインバウンドは復活傾向にあり、適切なニーズ把握や経営戦略に基づいて実施する新商品開発は、企業の更なる売上増加につながるものと認識しております。

市では、中小企業振興条例において、市内の中小企業者が行う新商品や新サービスの開発等に要する経費の一部を助成する「新事業活動に対する助成」を設けており、過去には、地域資源を活用した新商品や新サービスの開発に関する事例もあることから、必要に応じた見直しを行いつつ、支援制度の更なる充実に努めてまいります。

【担当課：商工労働まちづくり部 商工課】

◎ (5) 企業の職場環境や処遇の改善に向けた取組に対する支援

生産年齢人口の減少に起因する企業の「人手不足」が全国的に深刻化する中、国が公表した2024年版中小企業白書によると、人手を十分に確保できる企業では「働きやすい職場環境の整備」の取組が進んでいるとの分析結果が示されております。

このような中、先般、市の附属機関である中小企業・小規模企業振興会議からの答申にて、「働きやすい職場づくり」に資する助成制度創設の提言があったところであります。

市といたしましても、中小企業における人材確保は喫緊の課題であると認識していることから、今回の御要望や附属機関からの答申内容を踏まえつつ、必要な支援策を検討してまいります。

【担当課：商工労働まちづくり部 商工課】

2. 中小企業の人手不足に伴う雇用対策の強化

(1) 若者の地元定着及びU I Jターン就職促進のための支援の強化

少子高齢化の進展や若い世代の首都圏への流出等を背景とした人口減少が進む中で、市内事業所においては労働力・人材の確保が喫緊の課題となっているものと認識しております。

このため、市といたしましては、若者の地元定着の促進や首都圏等からの移住や人材還流を重要施策として位置づけ、「ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業」としてU I Jターン就職希望者に対して引越費用等の一部を助成しているほか、「移住支援金支給事業」として東京圏から当市に移住し中小企業に就業した方等に助成金を支給しております。

また、本年10月からは、「地方就職支援金支給事業」として都内に本部がある大学の東京圏のキャンパスに通う卒業年度の学部生が、市内の企業に就職内定した場合に、採用面接等の就職活動に要した交通費の一部を支給する取組を始めたところであります。

さらに、昨年度から地域の次世代を担っていく高校生自らが市内の企業を調査して、その魅力を情報発信することを通じて、地元企業への関心を高めることにより人材確保・定着を図ることを目的とした「高校生による地元企業魅力発見体験事業」に取り組んでいるほか、県内外への情報発信力の強化や採用力向上を支援するためのセミナー及び個別相談を実施する「地域事業所人材獲得支援事業」や新入社員、若手社員の職場定着に向けたコミュニケーション術やキャリア形成に関するセミナーを実施する「若年者・離職者対策事業」など、地元就職・定着に向けた各種事業に継続して取り組んでいるところであります。

市といたしましては、今後とも、国の各種支援施策や地域の雇用情勢を見定めながら、貴会議所並びに八戸地区雇用対策協議会を始め、関係機関と連携を密にし、引き続き積極的な雇用対策に取り組んでまいります。

【担当課：商工労働まちづくり部 産業労政課】

(2) 外国人材の確保・活用に対する支援

青森労働局の「外国人雇用状況の届出状況まとめ」によると、令和5年10月末時点で県内における外国人労働者数は5,584人、事業所数927か所で、外国人労働者の増加率（前年比）は28.7%と全国最高の増加率となっております。うち八戸公共職業安定所管内は1,639人、248か所と県内最多となっており、製造業、医療・福祉、建設業などさまざまな分野において雇用されております。

そのような中、市では、外国人労働者に選ばれる環境づくりを推進するため、日本語講座の開設や、外国人住民と地域住民が共に災害時の行動を学習できる防災教室の開催など、日常生活から災害時の対応まで、幅広い支援を行っております。

また、貴会議所、及び市内高等教育機関と市で組織している「八戸産学官連携推進会議」では、若者の地元定着や外国人材活用に向けた取組を進めており、今年度は、外国人材を含む市内事業所・企業等の人材ニーズ調査を実施したところであり、今後は、同調査に基づき、地域ニーズに応じた人材育成や、外国人材の育成や就労に向けた取組について、検討してまいりたいと考えております。

更に、八戸工業大学では、日本で働く意欲ある外国人を留学生として受け入れる「八戸工業大学外国人特定技能エンジニアプログラム」を実施しており、この取組は、市内事業所・企業の人手不足解消の一助となる取組と考えられることから、市でも市営住宅を提供するなど協力しております。今後は、貴会議所にも会員企業の参画を促すなどの御協力を頂きながら共に推進してまいりたいと考えております。

外国人住民数が県内最多であり、年々増加傾向にある本市において、外国人住民が日本人住民と同様に公共サービスを享受し、安心して生活できる環境を整備するためには、多文化共生推進施策の基本的な取組方針を定め、各種施策

を総合的かつ戦略的に推進することが必要であると認識していることから、市独自の「多文化共生推進プラン」を策定し、日本語教育の更なる充実等の環境整備に努めてまいります。

【担当課：総合政策部 政策推進課】

【担当課：総合政策部 市民連携推進課】

【担当課：商工労働まちづくり部 産業労政課】

3. 起業・創業並びに事業承継に対する支援の強化

(1) 起業・創業しやすい環境整備や産業創出に向けた事業予算の充実

昨年度、市では起業・創業支援を強化するため、貴会議所に運営を委託している「はちのへ創業・事業承継サポートセンター」内に起業支援プラットフォーム「8サポmeets」を構築いたしました。

本プラットフォームでは、起業・創業希望者や先輩起業家等が参加するコミュニティを組成し、その活動を通じて起業・創業への関心向上、起業家同士の交流機会の創出、同センターの相談窓口と連携した面的な起業・創業希望者への支援を図ることとしており、このような取組は起業・創業しやすい環境整備や産業創出に資するものと考えております。

今後、複数年にかけて創業者の輩出や新ビジネスの創出を目指す予定としていることから、中長期的な視点に立ち適正な予算を確保するとともに、取組の成果等を勘案しながら更なる充実に努めてまいります。

【担当課：商工労働まちづくり部 商工課】

(2) はちのへ創業・事業承継サポートセンターの運営予算の充実

平成28年4月に「はちのへ創業・事業承継サポートセンター」を設置して以来、同センターの運営業務を貴会議所に委託しております。その間、令和5年度末までに創業者数及び事業承継成立件数を合わせ362件の実績を上げられたことは、貴会議所のきめ細かな対応によるものであると認識しております。

市では、同センターにおける創業や事業承継に関する相談件数の増加等に伴い、運営に係る業務量が増加しているものと認識していることから、今後も同センターが八戸圏域における創業・事業承継支援の中心的役割を果たせるよう、委託業務の事務量に応じた適正な予算の確保に努めてまいります。

【担当課：商工労働まちづくり部 商工課】

◎ (3) 8サポmeetsの更なる充実を図るための予算拡充

昨年10月に始動した起業支援プラットフォーム「8サポmeets」において、起業・創業希望者や起業家等が参加する3つのコミュニティが組成され、各コミュニティでは、先輩起業家によるトークイベントや専門家等によるセミナー・ワークショップ等のコミュニティ活動が定期的実施されているところと認識しております。

8サポmeetsにおける活動により、起業・創業への関心向上、起業家同士の交流機会の創出、オープンイノベーションの促進等が図られることは、起業・創業しやすい環境整備や産業創出に資するものと考えられることから、取組の

成果等を勘案しながら更なる充実に努めてまいります。

【担当課：商工労働まちづくり部 商工課】

(4) 法人設立手続きに係る司法書士等への費用に対応する補助制度等、創業に際した負担軽減並びに特定創業支援等事業者に対する予算の拡充

市では、令和4年度に「八戸市新規会社設立登録免許税補助金」を創設し、市から特定創業支援等事業の証明を受けた者が市内において新規に会社設立を行う際に、会社設立に係る登録免許税の一部を補助しており、令和5年度からはさらに補助対象経費を拡充し、実施しているところであります。

また、創業しようとする方や創業後間もない方の資金調達を支援するため、「青森県『青森新時代』への架け橋資金特別保証融資制度（創業枠）」利用者に対する信用保証料補助や日本政策金融公庫の創業関連融資利用者に対する利子補給も実施しております。

市といたしましては、今後もこれらの補助制度を継続し、創業者に対する資金面での支援を行うとともに、特定創業支援等事業による支援を受けて創業する創業者の増加に応じた適正な予算の確保に努めてまいります。

【担当課：商工労働まちづくり部 商工課】

(5) 8サポと事業承継計画を策定した小規模事業者が事業承継時に必要となる経費（設備導入費、建物改修費、広報費、自社株評価費・契約書作成費等の事務費他）の補助制度等の新設

事業承継については、後継者の育成期間を考慮すると5～10年程度の準備期間が必要とされ、経営者の高齢化が進展する中、早期かつ計画的な事業承継を促進することが喫緊の課題となっております。

そのような中、「はちのへ創業・事業承継サポートセンター」において、平成28年4月の事業開始から8年半の間に41件の事業承継が成立していることは、センターの運営を受託している貴会議所の御努力によるものと認識しております。

事業承継に対する支援としましては、「青森県『青森新時代』への架け橋資金特別保証融資制度（事業承継枠）」利用者に対する信用保証料補助も実施しているほか、中小企業振興条例に基づく新事業活動に対する助成にて、事業承継等を契機として実施する事業に対しての助成上限額の引上げ措置を設けております。

市といたしましては、これらの補助制度を継続し、有効活用していただくとともに、今後も引き続き国の支援制度の動向や他都市の事例を参考にしながら、事業者のニーズに応じて適宜必要な支援策を検討してまいります。

【担当課：商工労働まちづくり部 商工課】

4. 公共工事等の継続的確保並びに地元企業への優先発注の促進

(1) 公共工事事業費の継続的確保、発注の平準化並びに「ゼロ市債」の継続実施及び増額

市の財政は依然として厳しい状況ではありますが、地元経済に対する影響を

考慮し、これまでと同様に公共工事事業費の継続的確保に努めてまいります。

工事発注時期の平準化については、総務省及び国土交通省が全ての地方公共団体における平準化の進捗状況について公表する「見える化」を実施しており、令和6年3月に公表された令和4年度実績の市発注工事の平準化率は0.84でありました。

これは、青森県発注工事の0.73、県内市町村発注工事平均の0.49を上回り、さらには青森県が設定した県域単位の令和6年度目標値の0.75をも上回るものであり、市の取組が一定の成果として現れたものと認識しております。

また、ゼロ市債の継続実施及び増額については、工事発注時期の平準化や冬期施工の回避による品質確保等に有効であることから、市では令和2年度より「道路改良工事費」を追加したところであり、今後とも各事業の状況や財政状況等を踏まえ、ゼロ市債の活用にあつてまいります。

【担当課：建設部 港湾河川課】

(2) 公共工事における地元企業への優先発注の促進

工事の発注に当たっては、地元での施工が困難な場合を除き、地元企業への優先発注を基本とし、地元以外の企業に発注する場合においても、地元企業の活用について、機会をとらえて要請しております。

また、令和3年4月に施行した八戸市公契約条例において、市の責務として「市内事業者の受注機会の確保」が明記されていること等を踏まえ、今後も競争性の確保を図りつつ、地元企業への優先発注並びに受注機会の確保にあつてまいります。

【担当課：財政部 契約検査課】

(3) 最低制限価格の引き上げ

最低制限価格制度及び低入札価格調査制度における調査基準価格については、ダンピング受注防止対策の一層の強化と工事の円滑かつ適正な施工の確保に向けて、令和4年6月に算定基準を改正し、最低制限価格等の引き上げを図ったところであります。

更に、令和5年1月以降に公告又は指名通知をする入札について、昨今の原材料や資材高騰の状況を踏まえ、建設企業の安定的な経営と適正な収益性の確保を図るため、当面の間、最低制限価格等の引き上げを実施いたしました。

また、土木関係コンサルタント業務等の建設関連業務委託においても、令和6年6月に国の見直しに準じて算定基準を改正し、最低制限価格等の引き上げを行ったところであります。

今後も、社会情勢や入札執行の状況等を注視しながら、適切な制度の運用にあつてまいります。

【担当課：財政部 契約検査課】

(4) 原材料、資材・原油・電気料金等価格高騰への柔軟な対応

原材料等の高騰への対応については、工事請負契約約款第25条第5項、いわ

ゆる単品スライド条項を適用いたしますが、令和4年6月に国の運用が見直され、単品スライド額の算定に、受注者から提出される実際の資材購入価格を用いることができるようになり、高騰する資材価格が物価資料に反映されるまでのタイムラグが考慮されております。この見直しを受けて、県は同年6月に、また、市においても同じく9月に運用基準を改定し、適切に対応しているところであります。

市といたしましては、引き続き国、県の動向を注視し、運用の見直しが実施された際は速やかに運用基準を改定するとともに、資材価格等の高騰が、インフラ整備やメンテナンスの担い手である建設企業の経営に与える影響について、建設事業者と意見交換等により実情の把握に努めながら、適切に対応してまいります。

【担当課：財政部 契約検査課】

5. 八戸港活性化策の推進と国際拠点港湾への指定

(1) 航路・泊地及び岸壁前面の深淺測量の実施及び公称水深の維持浚渫

八戸港港内では、馬淵川からの流下土砂による部分的な堆積が確認されており、国や県が航路・泊地の深淺測量及び維持浚渫を行い、公称水深の確保に努めております。

市といたしましては、航行船舶の安全性や物流の効率性を確保する観点から、極めて重要な事業であると考えているため、国・県に対して引き続き事業促進を要望してまいります。

【担当課：建設部 港湾河川課】

(2) 港湾施設（埠頭及び岸壁）の機能維持並びに安全確保

全国的に港湾施設の急速な老朽化が懸念される中、各港では施設の長寿命化を目的とした維持管理計画を策定し、これに基づく点検・診断及び必要な対策工事が実施されております。

八戸港においては、令和6年3月までに国有・県有すべての技術基準対象施設において維持管理計画が策定され、これに基づき適切に維持管理されていると伺っております。

市といたしましては、港湾施設は市民生活や事業活動を支える重要なインフラであることから、安全性を確保しつつ確実に機能を発揮することができるよう、維持管理計画に基づく点検・診断及び必要な対策工事の実施について引き続き国・県に対して要望してまいります。

【担当課：建設部 港湾河川課】

(3) ポートアイランドⅢ期計画の推進並びに利用促進

平成21年に改訂された県の八戸港港湾計画において、港湾機能強化を図るための港湾空間の一つとして位置付けられたポートアイランドⅢ期計画については、現在、国が事業着手に向け、関係者と調整を行っております。

市といたしましては、新たな埠頭用地の整備が八戸港の物流機能強化のみな

らず、地域の振興・発展にとって大変重要であると考えており、ポートアイランドⅢ期計画の推進及び利用促進について国・県に対して要望してまいります。

【担当課：建設部 港湾河川課】

(4) 総合的な地震・津波防災対策の推進

これまで、八戸港における地震・津波防災対策については、ハード対策として令和2年度までに青森県による防潮堤の整備や埠頭用地の一部嵩上げ、コンテナターミナル内の電気系設備の嵩上げ、石油基地における津波漂流物防護柵の設置、北沼運動公園跡地の嵩上げ、八戸シーガルブリッジの耐震改良が完了しております。

また、ソフト対策としては、平成25年3月に地震・津波による港湾施設の被害想定に基づき、国・県が主体となって港湾関係者の役割や行動計画を取りまとめた「八戸港BCP（業務継続計画）」を策定したほか、令和5年9月に県が津波襲来時の早期避難マニュアルである「八戸港津波避難誘導計画」を改訂しております。

これらの計画の実効性を確保するため、定期的に港湾関係者による情報伝達訓練や応急復旧方針決定訓練等が行われております。

市といたしましては、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模災害時においても産業活動・物流機能を維持するとともに、港湾労働者・利用者の安全を確保することは大変重要であると考えており、総合的な地震・津波防災対策の一層の充実を、引き続き国・県に対して要望してまいります。

【担当課：建設部 港湾河川課】

(5) 八戸港の利用増加に向けた更なる企業誘致

市では、企業誘致について、雇用の創出や市民所得の向上、地元企業への経済波及効果、さらには税収の確保等、さまざまな効果が期待されることから、地域社会経済の活力創出に向けた重要な施策の一つとして積極的に取り組んでおります。

誘致活動の際には、当市の立地環境の優位性や支援制度をPRするとともに、国内外への物流拠点として関東以北における有数の重要港湾である八戸港の魅力や特長を発信してきたところであり、令和6年度においては、首都圏及び中部圏での企業誘致セミナーを開催し、私自身が当市の産業政策、立地環境並びに八戸港の魅力をPRしております。

東日本大震災以降の度重なる自然災害や近年の国際情勢の混迷等を背景として、企業においては生産・物流拠点の分散や物流手段の複数化等に関心が高まっていることに加えて、カーボンニュートラルの推進や令和6年度からトラックドライバーへの時間外労働の上限規制が適用されることによる、「物流の2024年問題」への対応も喫緊の課題となっております。

こうした中、八戸港においてはコンテナ船やRORO船を活用した海運への新たなモーダルシフトの動きもあり、市では、誘致企業はもとより船会社や荷主等へのヒアリングを通じて、八戸港への要望や課題等を把握し関係者と共有するとともに、八戸港のメリットや支援制度等を積極的にPRし、八戸港の利

用増加に努めております。

市といたしましては、産業都市八戸の更なる経済活性化の推進に向けて、引き続き、県や関係機関と連携を図りながら八戸港を始めとした地域のポテンシャルをさまざまな機会や手法で積極的に売り込み、さらなる企業誘致を図るとともに、八戸港の利用促進、ひいては産業振興につながるよう努めてまいります。

【担当課：商工労働まちづくり部 商工課】

【担当課：商工労働まちづくり部 産業労政課】

(6) 新規内航・外航コンテナ定期航路の誘致

内航・外航コンテナ船の誘致については、八戸港を利用する荷主企業の輸送コスト削減に寄与するほか、特に外航航路においては輸送時間のメリットが大きく、八戸港の利便性が更に高まることによって、新たなコンテナ貨物の創出が期待できることから、県や八戸港国際物流拠点化推進協議会と連携しながら取り組んでおります。

これまでの取組により、コンテナ貨物取扱量は平成27年から5万TEUを超えるとともに、実入りコンテナも3万TEUを超えておりましたが、国際情勢の変化や中国による日本産の水産物輸入停止の影響等により、昨年空コンテナ込みのコンテナ貨物取扱量は、速報値ベースで、4万1,043TEUとなり9年ぶりに5万TEUを割り込んでおります。

また、コロナ禍以降、物流環境は大きく変化し、船会社においても、燃油等物価高騰に伴うコスト増加等により、輸送の効率性や採算性に基づく寄港地の選択と集中が進められております。

一方、日本国内においては令和6年4月1日から、トラックドライバーの時間外労働の上限が規制され輸送能力の不足する、いわゆる「物流の2024年問題」が懸念されております。

市といたしましては、このような社会情勢を踏まえ、コンテナ航路の維持・拡大に向けた取組はますます重要となっており陸上輸送事業者はもとより、コンテナ海上輸送を含めた物流業界全体での対応が必要であると認識しております。

今後とも、船会社や物流事業者、荷主企業等からの情報収集やデータ分析を進めるとともに、苫小牧港や仙台塩釜港など他港との連携を図りながら、国内外への積極的なポートセールスを行うことにより、内航・外航コンテナ航路の誘致に努めてまいります。

【担当課：商工労働まちづくり部 商工課】

(7) 八戸港の国際拠点港湾への指定

国内において国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾として、国際戦略港湾5港と国際拠点港湾18港が定められており、東北・北海道では、仙台塩釜・室蘭・苫小牧の3港が国際拠点港湾として指定されております。

八戸港は、国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の海上輸送網の拠点として、全国に102港ある重要港湾の一つとして指定されており、全国の港湾の利用実

績で比較すると、令和3年の港湾取扱貨物量は28位、令和4年速報値の海上コンテナ取扱貨物量は32位となっているなど、北東北の国際物流拠点としての役割を担っていることから、国際拠点港湾への指定は、八戸港の整備促進並びに地域の振興発展にとって重要であると認識しております。

現在、国際拠点港湾への指定に向けては、八戸港の利便性や魅力をPRし、利用促進につなげるため、貴会議所より後援いただいた首都圏及び中部圏での八戸セミナーや、国内外の企業に対する積極的なポートセールスを実施しており、今年度の国への総合要望活動でも「八戸港の国際拠点港湾の指定」を重点事項の一つとして掲げているところであります。

市といたしましては、今後も官民が連携して八戸港の利用拡大を図り、八戸港の重要性の発信に努めるとともに、引き続き国際拠点港湾への指定について国・県に対して要望してまいります。

【担当課：建設部 港湾河川課】

◎ (8) 悪天候時における安定的な荷役のための防波堤の嵩上げ

気候変動に伴う海面水位の上昇や台風の強大化が予想されている中で、既設防波堤の嵩上げは越波の低減に有効と考えられるため、防波堤の嵩上げについて国・県に対して要望してまいります。

【担当課：建設部 港湾河川課】

◎ (9) 港内作業船等の泊地確保

令和5年度より、国において、行政及び港湾関係者を対象とした「八戸港利活用勉強会」を開催し、八戸港の今後の利活用について検討を行っているため、港湾関係者の意見が反映されるよう、本勉強会を活用しながら国・県に対して要望してまいります。

【担当課：建設部 港湾河川課】

II. 重点要望事項

◎ 新規要望事項

■ 中小企業振興・景気対策等

1. 「物流の2024年問題」への支援

- (1) 荷主・元請の監視強化などの商慣行改善に向けた取り組みへの支援
- (2) トラックドライバーの賃金水準向上に向けた適正運賃收受・価格転嫁円滑化等の取組への支援
- (3) トラックドライバーの人材確保への支援
- (4) 運賃の値上げによる荷主（生産者・製造業者等）の費用負担増加に対応する支援
- (5) 大都市圏からの距離的ハンデに伴う商品の価格上昇に対する支援

「物流の2024年問題」は、令和6年4月1日から「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が適用されることにより、トラック運送事業者における売上減少やドライバーの離職・収入減少とともに、物流の輸送力低下が、懸念されているものです。

特に、首都圏を始め、大都市圏から地理的に遠く離れている北東北エリアにおいては、この問題の影響が大きく、早急に対応すべき課題であると認識しております。

市では、国の施策である「物流革新に向けた政策パッケージ」等を踏まえ、規制的措置の監視や指導の強化、並びに燃料費及び物価高騰の影響により、厳しい経営環境にあるトラック輸送事業者に対して事業継続に向けた財政的な支援を講ずるよう、東北市長会を通じ、国への要望案を提出しているほか、青森県市長会の県政への提言事項として、この問題に対する対策の強化を提案しているところであります。

また、大消費地からの距離的ハンデがあることを踏まえ、八戸港を利用した海上輸送との組み合わせによる効率的な物流に資するよう、「八戸港国際物流拠点化推進協議会」として各種補助制度を実施しております。

これに加え、令和6年度には、市独自の取組として、「倉庫業者支援金」、「貨物自動車運行支援金」、「港湾物流効率化支援補助金」、「モーダルシフトトリアル補助金」の4つの物流関連の支援事業を実施しているほか、八戸地域の産学官金の関係者による「八戸地域物流問題懇談会」を開催し、八戸地域における円滑な物流環境の維持及び将来にわたって発展できる物流網の形成のための方策を検討しております。

さらに、人手確保につきましては、八戸市無料職業紹介所において、求職者への求人情報の提供や職業紹介、職業相談を実施しているほか、無料ウェブサイト「八戸都市圏ジョブ市場」により、圏域事業所への求職者情報の提供等を通じて、求人・求職のマッチング支援を行っております。

その他、「フロンティア八戸職業訓練助成金制度」として、未就職者及び非正規雇用者の早期就職・正規雇用転換を促進するため、厚生労働大臣指定教育訓練講座等の受講料を助成し、大型第一種免許の取得等に活用いただいているほか、「地元企業人材確保支援事業」として、圏域事業所を対象に情報発信力の強化や採用力の向上を支援するためのセミナー及び個別相談を実施しており

ます。

【担当課：商工労働まちづくり部 商工課】

【担当課：商工労働まちづくり部 産業労政課】

2. 公共工事における働き方改革の推進

平成31年4月の労働基準法一部改正により、建設業においても令和6年4月1日以降は時間外労働の罰則付き上限規制が適用となり、市では建設工事における時間外労働の削減は官民一体となって取り組むべき課題として認識しております。

また、令和6年6月に持続可能な建設業の実現と必要な担い手の確保を目的とする「第三次・担い手3法」の改正が行われました。

このような中、市では今年度から完全週休2日を前提とした発注を行っており、週休2日確保に係る経費のうち、月単位で達成した場合の補正值を新たに設け、実施方法の細分化を図ったところであります。

今後とも、国が進める働き方改革の方針に基づき、引き続き公共工事における適切な工期及び予算の設定、関係書類の軽減、事務処理の簡素化、効率化に取り組んでまいります。

【担当課：建設部 港湾河川課】

3. 中小企業のデジタル化・DXに対する支援

(1) 中小企業が取り組むデジタル化・DX推進に対する支援の強化

市では、少子高齢化・人口減少の進行を背景として労働力不足がますます深刻化する中、市内の中小企業者においても、デジタル化・DXが喫緊の課題になっているものと認識しております。

このことを踏まえ、専門的な知見及び独自のネットワークを有するコーディネーターを地域企業に派遣する「八戸市地域企業課題解決支援事業」において、今年度から新たにデジタル分野を専門とするコーディネーターを委嘱したところであり、現在、当該コーディネーターによる企業訪問・伴走支援を通じて、市内の中小企業者が実施するデジタル化・DXの取組を後押ししております。

また、財政的な支援といたしましては、市内の中小企業者がデジタル化・DXに向けて「青森県『青森新時代』への架け橋資金特別保証融資制度」(DX)を利用して資金調達を行った場合に、当該中小企業者に対し、県と連携して信用保証料の全額を補助しております。

市といたしましては、国、県その他の団体と連携しながら、こうした事業を引き続き実施することで、市内の中小企業者が実施するデジタル化・DXの取組を支援してまいりたいと考えております。

また、八戸地域の企業間のヨコの連携の強化を図り、地域全体のデジタル化に向けた機運の醸成を図ることを目的として、令和5年度より、「いきいきとしたデジタル社会推進事業」を進めております。

この事業の一環として、地元企業や関係者が一堂に会する「はちのへITフォーラム2024」を令和6年11月20日に開催しております。

【担当課：総務部 情報政策課】

【担当課：商工労働まちづくり部 商工課】

(2) 地域経済を支えるデジタル人材の育成・確保

デジタル人材育成やIT企業を始めとする地域企業のネットワークの形成を目的として、令和5年度より、「いきいきとしたデジタル社会推進事業」を進めておりますが、この事業の一環として、Tech Buddies Hachinoheワークショップを開催し、令和6年度も引き続き以下のとおり実施してまいります。

- ・IT業界をめざす学生と、IT業界で働く先輩のミートアップ（令和6年9月28日実施済）
- ・高齢者向けスマホ教室の指導者養成ワークショップ（令和6年12月頃予定）
- ・中心街を賑やかにするSNSセミナー（令和7年2月頃予定）
- ・デジタル人材が協働するハッカソン（令和7年2月頃予定）

また、令和6年9月20日に開催された令和6年度第1回八戸産学官連携推進会議において、「八戸市デジタル推進計画」の主な取組である、「産学官の連携によるオープンデータの活用促進」及び「産学官の連携によるデジタル人材の育成・確保」を推進するため、八戸市高等教育連携機関とデータサイエンス教育に関する連携を図ることとしており、産学官が一体となってデータサイエンス教育を充実させることで、地域のデジタル人材の発掘・育成に繋げてまいります。

【担当課：総務部 情報政策課】

(3) 企業における八戸市の各種届出・申請等のデジタル化の推進

令和6年度より、総務省の自治体フロントヤード改革モデルプロジェクトに選定された「八戸市窓口改革プロジェクト」を推進しており、その一環として、「はちのへスマート窓口」の導入を図っております。

「はちのへスマート窓口」は書かない・待たない・行かない窓口をコンセプトとして、住民異動等のライフイベント系業務や住民票の写しの発行等の証明書発行系業務など、市民の利用件数が多い132の行政手続きについてデジタル化を図っておりますが、今後、事業者向け申請につきましても、はちのへスマート窓口のコンセプトに基づき導入を検討してまいります。

今年度中に、事業者向けの各種届出・申請について全庁的に調査・検討を行い、はちのへスマート窓口と同様のシステムを活用し、令和7年度の開始に向け検討を進めてまいります。

【担当課：総務部 情報政策課】

(4) 中心市街地におけるWi-Fiの更なる充実

中心市街地のWi-Fi整備につきましては、「はちのへAI中心街・バス活性化プロジェクト」事業の一環として、三日町・十三日町・六日町・十六日町の屋外エリアにおいて、令和5年7月よりフリーWi-Fiの運用を開始しております。

当エリアは、ホコテンや八戸七夕まつりといったイベントが行われるステージになるとともに、大型店やホテル、公共施設の立地、飲食店の集積、更には

中心街ターミナルが位置するなど、日常から多くの方々が訪れるエリアであることから、来街者や利用者の利便性向上と誘客推進を目的として「面」での整備を行ったものであります。

エリアの拡大については、整備済みのフリーWi-Fiの利用状況、沿道にある機能や施設との関連性を踏まえ、整備の必要性と費用対効果を判断しながら検討してまいります。

【担当課：商工労働まちづくり部 まちづくり推進課】

4. 物品調達・役務の提供等における地元企業への優先発注

物品や役務の提供の発注に当たっては、地元で調達や提供ができない場合を除き、地元企業への優先発注を基本とし、競争性が十分に確保できるものについては、地元企業に限定して発注しております。

また、令和3年4月に施行した八戸市公契約条例において、市の責務として「市内事業者の受注機会の確保」が明記されていること等を踏まえ、今後も競争性の確保を図りつつ、地元企業への優先発注並びに受注機会の確保に努めてまいります。

【担当課：財政部 契約検査課】

5. 八戸北インター第2工業団地の着実な整備促進と地元企業の優先活用

八戸北インター第2工業団地の整備促進につきましては、平成29年度に基本計画を策定して以来、調査、測量、実施設計、用地買収等を終え、令和2年度から工事に着手しております。現在は開発区域全体の造成や調整池工事、道路、公園等の整備を進めているところでありますが、今後も引き続き同工業団地の早期完成に向けて着実に本事業を推進してまいります。

また、誘致企業進出に伴う地元企業の優先活用及び地元経済関係団体への入会につきましては、企業進出時の設備投資に伴う建設工事等による短期的な経済効果に加え、資材や部品の受注、施設のメンテナンスや物流面などの新たな企業間取引による継続的な経済効果、さらには企業間連携による新事業・新市場の創出等、当市の地域経済の活性化に直結するものであることから、引き続き、誘致企業に対し積極的に働きかけてまいります。

【担当課：商工労働まちづくり部 産業労政課】

6. 八戸港水揚げ増加に向けた取り組みの推進

(1) 漁船誘致活動への支援策の充実・強化

市では、官民一体となった効果的な漁船誘致活動による水揚げ増大を目的に、市・卸売業者・廻船問屋組合の3者で「八戸漁港漁船誘致推進委員会」を組織し、これまで県外のまき網船を中心に、船主を直接訪問して、八戸沖や三陸沿岸で漁場が形成された際の八戸港への水揚げを依頼するとともに、水揚げ船への御礼品の提供、市内浴場施設の入浴券配付など、県外船に対する漁港利用サービスの向上に努めてまいりました。

また、今年度は、現場の責任者であり、水揚げ港の決定権を持つ漁労長が集まる会議の場に赴き、八戸港への継続した水揚げを直接依頼しながら水揚げ増

大に向けた様々な意見交換を行ったところであります。

今後も、船主や漁労長らと直接意見交換する機会を継続的に設けるなど、卸売業者や廻船問屋組合と連携して実効性の高い漁船誘致活動を展開してまいります。

【担当課：農林水産部 水産事務所】

(2) 北海道・東北各地で水揚げされた水産物の多様な集荷への支援

近年の水揚げの大幅な減少により、水産加工業者が原魚の確保に苦慮されている中、卸売業者である株式会社八戸魚市場では、水産物の安定供給に向けた取組として、昨年4月より秋田県男鹿市の定置網漁業者と連携し、鮮魚を仕入れて販売を始めたほか、その近隣の漁業者にも八戸港に水揚げしていただくよう交渉を進めております。

昨年の陸送による水産物の取扱数量は、一昨年の約3倍となっており、本年も増加傾向にあることから、今後も引き続き同様の漁業者との交渉を進めることにより、陸送の取扱数量の増大に期待が持てるものと考えております。

市といたしましては、漁船の誘致活動の更なる強化を図るとともに、遠方から八戸港に水産物を陸送した際の優位性がある取組について、他都市の事例を参考にしながら、効果的に支援できるよう検討してまいります。

【担当課：農林水産部 水産事務所】

(3) 原材料の多角化や付加価値向上に取り組む水産加工業者への支援

水産資源の減少や海洋環境の変化等により、全国的に漁獲量が減少している中、八戸港においても、主力魚種であるスルメイカやサバの極端な不漁が続いており、これらの魚種を主な加工原料とする本市の水産加工業者は、原料の調達が困難になるなど、大変厳しい状況にあるものと認識しております。

こうした状況の中、本市の水産加工業が持続的に発展していくためには、スルメイカやサバに代わる新たな魚種を活用した加工品の開発や、ブランド化による付加価値の向上が必要と考え、市では、新商品の開発に向けた試作品の製造に要する経費を支援しているほか、「八戸市水産物ブランド認証制度」を創設し、本市で製造された安心・安全・高品質な水産加工品のブランド認証を行うことで、八戸産の水産加工品の認知度向上や消費拡大などに取り組んでいるところであります。

また、国においては、加工原料の転換等により原材料不足に対処し、環境負荷の少ない原材料調達を行う取組等に要する経費への支援や、新商品の開発や加工原料の転換に向けた加工機器を購入するための資金の貸付けを行っております。

市といたしましては、各種支援策を関係者に周知するとともに、関係者の皆様からの御意見のほか、他都市の取組なども参考にしながら、引き続き、水産加工業者への支援の充実に取り組んでまいります。

【担当課：農林水産部 水産事務所】

◎ (4) 水産加工処理機能（食品加工、冷凍冷蔵、ミール製造等）の維持・強化

当市の水産加工業者においては、八戸港の水揚げ量の大幅な減少により原魚の確保に苦慮されていることに加え、光熱費や資材等の高騰が経営を圧迫していることから、経費を削減するため、製造設備の一部を休止している事業者もあると伺っております。

加工品の製造設備につきましては、長期に渡り稼働している旧型のものや、経年劣化により繰り返し修繕しているものも多いと推察されますが、一台当たりの更新費用が高額となることから、経営状況が厳しい中での設備更新は大変難しいものと認識しております。

こうした状況の中、国では、複数の事業者による鮮度保持施設や加工処理施設等の共同利用施設の整備等を支援するほか、設備資金及び付随する運転資金について長期かつ低利な貸付けを実施しております。

また、市では昨年度、電気料金等のエネルギー価格の高騰により経済的な影響を受けている水産加工業者等に対して、事業継続に向けて負担軽減を図るため、支援金を交付しております。

市といたしましては、旧型の設備や老朽化した設備での加工品製造は、生産能力の低下や維持管理費の増大が懸念されることから、これらの要因により水揚げの機会損失に繋がることのないよう、引き続き支援策の周知に努めるとともに、他都市の事例を参考にしながら、設備の更新に対する効果的な支援策を検討してまいります。

【担当課：農林水産部 水産事務所】

(5) 八戸に集荷された魚種の栄養成分（粗脂肪分等）分析の実施

これまで、八戸港に水揚げされた魚の栄養成分分析については、八戸前沖さばブランド推進協議会において、「八戸前沖さば」認定のための粗脂肪分等の調査が行われてきたところであり、同協議会が認定した「八戸前沖さば」は、日本一脂がのったサバとして当市を代表する食ブランドに定着し、水産業の振興や観光誘客の促進など、地域経済の活性化に大きく貢献してきました。

一方で、近年はサバの極端な不漁に見舞われており、早期の資源回復が見込めない中であって、水産、観光、飲食等の地元関係者からは新たな魚種のブランド化を望む声が大きくなっています。

八戸港には季節ごとに多種多様な魚介類が水揚げされ、それらの中には漁獲が比較的安定し、品質面でも新たな食ブランドになり得る可能性を持った魚種もあり、ムラサキイカやキンメダイなどがその一例として挙げられます。

また、当市の水産加工業界には、それらの魚の良さを引き出す高い加工技術も蓄積されていることから、今後、関係業界と意見交換を行いながら、新たな魚種のブランド化について可能性を探るとともに、具体化した際には栄養成分分析の実施についても検討してまいります。

【担当課：農林水産部 水産事務所】

(6) 魚市場の設備機器の保守修繕に係る予算確保と緊急時の早急な対応

魚市場の設備機器の保守修繕については、主に定期点検や法定検査で指摘さ

れた不良箇所は年次計画により、また、突発的に発生する故障や破損については、緊急性や優先度を考慮し、予算の範囲内において随時、早急な修繕等を実施しております。

特に、第一魚市場の設備機器等については、導入から年数が経過しているものが多いことから、今後とも、必要な予算の確保に努め、設備の故障や破損により水揚げ作業に支障を来すことがないように、計画的な修繕等を実施してまいります。

【担当課：農林水産部 水産事務所】

7. B u y はちのへ運動の支援および啓発活動への協力

貴会議所が推進するB u y はちのへ運動につきましては、公式ホームページ上でのサポーター事業所の紹介を始め、ラジオ・SNS等各種広報媒体を活用した情報発信を通じて、広く普及啓発に取り組まれているほか、多数の来場者が見込まれる八戸七夕まつりなどの市内開催のイベントにあわせて「B u y はちのへP Rコーナー」を設置し、B u y はちのへ運動に関するクイズの実施や、八戸地域の事業所による商品の販売を行うなど、地域ブランドの認知度向上や魅力創出のため御尽力いただいております。

また、令和5年度からは県外のイベントにもブース出店するなど、八戸ブランドの圏域外への発信にも積極的に取り組まれております。

一方で、昨今の原油価格や物価の高騰などの影響により、地域経済の先行きは依然不透明な状況にあり、またインターネットの普及などにより、消費動向は大きく変化しております。

市といたしましては、地元購買や地場産品愛用の推進、八戸ブランドの発信により地域経済の好循環と活性化を目指すB u y はちのへ運動は、大変意義深い取組であると認識していることから、今後も同事業への助成や周知に対する支援を続けてまいります。

【担当課：商工労働まちづくり部 商工課】

■都市基盤整備

1. 三陸沿岸道路の更なる整備・機能強化

令和3年12月に全線開通いたしました三陸沿岸道路は、災害時の緊急避難路・緊急輸送道路の機能を担うほか、観光産業の活性化、救急救命率の向上、フェリー航路を経由した北海道との人流・物流拡大など、多方面にわたる効果が期待されております。

市といたしましては、三陸沿岸道路の全線開通を地域経済の活性化に活かすためにも、御要望いただいた追越車線の整備やトイレ等休憩施設の設置等、機能強化は必要なものと捉えており、八戸・久慈自動車道整備利活用期成同盟会等を通じて引き続き国・県に対し要望してまいります。

【担当課：建設部 道路建設課】

2. 「八戸～青森間」における高規格道路網の整備・機能強化

「八戸～青森間」は、八戸自動車道、百石道路、第二みちのく有料道路に加え、令和4年11月に全線開通した上北自動車道により、八戸ジャンクションから七戸北インターチェンジまでが自動車専用道路で結ばれ、みちのく有料道路とその前後の県道を使うことで、所要時間は約1時間半に短縮されました。

市といたしましては、八戸市と青森市を結ぶ高規格幹線道路ネットワークは、県土の一体的な発展に加え、物流や観光等の地域経済活性化のほか、救急医療搬送や災害発生時の緊急支援においても重要な役割を担うことから、現在進められているみちのく有料道路前後の県道の機能強化とともに、東北縦貫自動車道八戸線「七戸～青森間」の整備促進について、国・県に対し要望してまいります。

【担当課：建設部 道路建設課】

3. 都市計画道路白銀市川環状線（3・3・8号）の全線早期完成

都市計画道路3・3・8号白銀市川環状線（主要地方道八戸環状線）は、白銀町を起点として市川町へ至る、市の外環状道路として位置づけられている重要な路線で、全体延長約21kmのうち約16.3kmが供用済みであり、現在、尻内工区（約1.3km）、天久岱Ⅱ期工区（約2.5km）、市川町Ⅱ期工区（約0.9km）の約4.7kmは、事業主体である青森県において整備が進められております。

各工区の整備状況ですが、尻内工区は、平成26年度に事業着手され、今年度は、橋脚工事を重点的に進めるほか、用地買収、道路改良工事が行われております。

天久岱工区は、平成25年度に事業着手され、北側となるⅠ期工区が平成30年9月に部分供用されており、現在は南側となるⅡ期工区において用地買収及び道路改良工事等が行われております。

市川町Ⅱ期工区は、令和4年度に事業着手され、今年度は用地測量と道路詳細設計が行われております。

市といたしましては、本路線の早期全線開通に向けて、引き続き県に対して要望してまいります。

【担当課：建設部 道路建設課】

4. 都市計画道路沼館三日町線（3・5・1号）の早期完成及び本八戸駅通線のコミュニティ道路の整備

県が実施している都市計画道路3・5・1号沼館三日町線の整備につきましては、これまでに道路用地の取得、埋蔵文化財発掘調査、電線共同溝整備工事、道路改良工事と着実に事業が進められております。県からは、今年度は八戸市庁前ロータリー付近の電線共同溝整備及びロータリーから国道340号までの舗装工事を行い、次年度以降も順次整備を進めていく計画であると伺っております。

また、市では、県から移管を受けた旧道について、駅通りを利用する方にとって、歩いて楽しいコミュニティ道路として再整備をする計画としております。今年度は電線共同溝整備に支障となる地下埋設物の移設工事を進めているところであり、移設完了後には電線共同溝整備工事に着手する予定としております。

市といたしましては、引き続き都市計画道路の早期完成を県へ要望するとともに、県事業と連携を図りながら本八戸駅通りの整備を進めてまいります。

■まちづくり・観光振興

1. 中心市街地活性化に係る支援の継続・強化

(1) 三日町から十三日町街区で実施されるイベントに対する補助制度の継続、補助率の引き上げ

三日町から十三日町街区で実施される「八戸七夕まつり」は、商店街関係者にとどまらず、多様なメンバーで構成する「中心街委員会」が、企画検討や当日従事に携わることで、令和5年度に4年振りの再開に漕ぎ付けたところです。さらに、令和6年度は、新たに、市民飾りや企業広告の実施など、多様な主体が関わる、持続可能な新たな形での賑わいをもたらす「市民のまつり」として浸透してきていると考えております。

また、「はちのへホコテン」は、令和5年度は、中心街を若者の活動の場としてまちづくり人材の育成に繋げることを目的として「高校生ホコテン」を実施し、さらに、令和6年度は、参加高校を市内全域に広げながら、各校の特色を活かしたステージイベントやブース出展を行うとともに、全体の運営面にも生徒が協力する仕組みの構築にも取り組んだと伺っております。

市といたしましては、これらイベントが中心市街地活性化やまちづくりにもたらす効果は大きいと考えているところであり、令和7年度の補助制度を継続するとともに、補助金額の見直しについて検討を行ってまいります。

【担当課：商工労働まちづくり部 まちづくり推進課】

(2) 「空き店舗補助・空き床解消補助金」の拡充、創業者等への営業時間要件の緩和

現在実施している空き店舗対策は、はちのへ創業・事業承継サポートセンターにおいて事業計画や資金計画作成のサポートを、株式会社まちづくり八戸において空き物件の紹介を、市において、出店者が行う空き物件での改装等に対する補助を、それぞれ実施することで、三者で連携しながら、中心街での創業促進による空き店舗解消を図ってきたところであります。

本年3月に策定した第4期中心市街地活性化基本計画では、「ウォークアブルな空間づくりの推進と賑わい創出」「魅力ある商店街の再生」「暮らしやすさの向上」「宿泊滞在の推進」の4つの目標を掲げており、いずれの目標の実現におきましても、空き店舗対策は優先して取り組む必要のある課題であると認識しております。

こうしたことから、現在、八戸市中心市街地活性化協議会が実施主体となり、独立行政法人中小企業基盤整備機構の支援制度を活用しながら、新たな空き店舗対策を検討しているところでありますが、現在実施する空き店舗補助制度につきましても、目的地の創出と回遊性の向上、さらには、中心街での創業促進やまちづくり人材発掘の視点から、継続していく必要があると考えております。

以上を踏まえまして、まず、補助事業の予算枠の拡充につきましても、近年の申請実績を鑑みながら対応について検討してまいりたいと考えております。

次に、補助要件の緩和について、市といたしましては、当市の中心市街地は、

市民や観光客等から夕方夜間営業の飲食店が充実しているとの声を頂く一方、「日常的に買物する場所が無い」といった市民の声や、居住者や就労者が増えている状況から、日中の賑わいづくりが大きな課題であると認識しております。

また、補助金支出に際し「事業の継続性」を審査項目としており、創業に際し採算性の面から、一定程度の営業時間が必要であると考えております。

このようなことから、まちづくりの方向性や市民ニーズを捉えるとともに、創業者の出店意欲を引き出す支援となるよう、要望事項にある要件の緩和について研究してまいります。

【担当課：商工労働まちづくり部 まちづくり推進課】

◎ (3) まちづくり会社等が実施するサブリース事業への支援策の創設

空き店舗対策につきましては、現在、八戸市中心市街地活性化協議会が実施主体となり、独立行政法人中小企業基盤整備機構のサポート事業を活用しながら、市、八戸商工会議所、株式会社まちづくり八戸が連携して新たな対策を検討しているところであります。

サポート事業では、これまで、低未利用又はヒアリングを希望するビルオーナーを対象としたヒアリングや、8サポの利用者を対象とした創業者ヒアリングの実施などを通じて、調査結果から見えてきた課題として、オーナー側と借りたい側との間で、業種やフロアの広さなどのミスマッチが見られること、また、貸し出すにあたって改修や管理が必要なケースでは、オーナー側において資金面やノウハウの不足により対応できず、貸し出しに至っていないことが課題として挙げられたところであります。

こうした課題を解決し、物件の流動化と空き店舗の解消を図っていくためには、御要望の「サブリース事業」が有効であると、市といたしても認識しているところであります。

今後は、引き続きサポート事業等を活用しながら、「サブリース事業」の詳細なスキーム作りや物件の選定等について関係機関で協議、検討していくと伺っていることから、市といたしましては、その経過を注視しつつ支援制度の検討を行ってまいります。

【担当課：商工労働まちづくり部 まちづくり推進課】

2. 第4期八戸市中心市街地活性化基本計画の着実な実行

第4期八戸市中心市街地活性化基本計画は、目指す都市像に「人の活動と交流が生まれるまち 未来を創る人材が生まれるまち ～次世代につなぐ中心市街地～」を掲げ、この都市像の実現に向けて、「多様な活動や交流が生まれるウォーカブルなまちづくり」、「地域に根差し街の未来をつくる経済活動が生まれるまちづくり」、「暮らすこと滞在することが楽しくなるまちづくり」の3つの基本方針を定めた内容となっております。

この都市像の実現においては、御案内のありました「中心街ストリートデザイン事業」を始め、計画掲載事業の着実な実行はもとより、常に、住民、事業者等のニーズ及び社会環境の変化等を捉えながら、計画掲載事業の検討、追加を行うことで中心市街地活性化を図ってまいりたいと考えております。

また、中心市街地活性化においては、様々な主体による参加、協力、連携が必要であり、八戸市中心市街地活性化協議会や八戸商工会議所など関係団体と一体となって、空き店舗対策を始め、民間活力を引き出す取組について今後も推進してまいります。

【担当課：商工労働まちづくり部 まちづくり推進課】

3. 中心市街地における歩行環境の整備促進

(1) 主要地方道八戸大野線三日町から大工町区間の整備促進

主要地方道八戸大野線の三日町から大工町に至る延長約350mの区間につきましては、事業主体である青森県が、平成30年度から電線共同溝整備事業に着手しております。令和4年度から十六日町交差点からゆりの木通りまでの区間において電線共同溝の整備工事に着手しており、今年度においても引き続き、電線共同溝本体工事を実施しております。

同区間は、市が平成16年度に策定したくらしのみちゾーン基本計画のゾーン内に位置しており、中心市街地活性化の観点からもその整備が強く望まれていることから、道路管理者である県に対して、引き続き早期の完成を要望してまいります。

【担当課：建設部 道路建設課】

(2) 八戸市中央駐車場からヤグラ横町区間の整備促進

中心市街地における安全で快適な歩行環境の整備を進めるため、市では、平成16年度にくらしのみちゾーン基本計画を策定し、この計画に基づき各道路管理者が電線地中化及び歩道のバリアフリー化の整備に取り組んでおります。

御要望の八戸市中央駐車場からヤグラ横町手前までの区間の市道中央停車場線につきましては、現在、市が、電線共同溝詳細設計業務、及び歩道設置のための道路詳細設計業務を進めているところであります。

来年度以降の事業計画につきましては、令和7年度から水道管やガス管等、地下埋設物の支障物件の移設補償を行った後、電線共同溝の整備工事に着手し、順次歩道整備工事、車道舗装工事を行う予定としております。

【担当課：建設部 道路建設課】

(3) 都市計画道路城下中居林線（3・4・9号）の整備促進

都市計画道路城下中居林線（3・4・9号）の整備促進について御要望のありました区間は、本八戸駅方面から屋内スケート場を含む長根公園方面へ通じる重要なアクセス道路であり、歩行者の安全性・快適性を始め、自動車交通の円滑化、さらには災害時の避難路としての機能もあり、整備の必要性が高い重要な路線であると認識しております。

当該路線は、昭和47年に都市計画決定された売市地区の土地区画整理事業において整備される予定でしたが、近年の社会経済状況を踏まえ区画整理事業ではなく個別に整備する方針に切り替え、令和2年度から3年度にかけて地権者などの関係者に説明を行い、市議会にも報告したところであります。

また、令和5年度から6年度にかけては、現地の状況に基づく実現可能な計

画案を作成するため、都市計画道路の整備検討に関連する測量調査などの業務を実施し、計画案について関係者への説明を行い、合意形成を図っております。

今後は、令和7年度に土地区画整理事業区域の見直しや都市計画道路の線形変更、地区計画の策定など、都市計画の手続きをする予定としており、国や県と協議しながら有利な国庫補助制度の活用など財源の確保に努め、早期の事業化を目指してまいります。

【担当課：都市整備部 都市政策課】

4. 観光振興に対する支援

令和5年度の市内の宿泊者数は82万6,123人となっており、コロナ禍前とほぼ同等の水準に回復している他、インバウンドについても、令和5年度の八戸圏域の外国人宿泊者数は、コロナ禍前の令和元年度を越える2万5,613人となっております。

一方で、アフターコロナにおいて、インバウンドも含め、観光客のニーズのみならず、受け入れる側の環境や意識も変わり、観光産業を取り巻く環境は大きく変化しております。

そのため市では、官民連携による総合的・戦略的な観光振興を推進するため、今年度から、八戸市観光振興プランの策定に取り組んでいるところであります。

市といたしましては、より一層、観光を産業として地域に力強く根付かせ、地域の魅力向上や雇用の創出、関係人口の増加につなげていくため、貴会議所観光委員会やV I S I Tはちのへと連携・協力しながら、各種観光施策に取り組んでまいります。

【担当課：観光文化スポーツ部 観光課】

5. 三陸復興国立公園における観光客受入体制の強化

平成25年5月に種差海岸が三陸復興国立公園に指定され、同年11月には東北太平洋岸自然歩道「みちのく潮風トレイル」の蕪島から岩手県久慈市までの区間が部分開通し、令和元年6月に福島県相馬市までの全線約1,000kmが開通しました。

市としても国立公園の適正な保護と利用の推進を図るため、環境省が策定した「国立公園管理運営計画」に基づき、遊歩道周辺の清掃や草刈りなどの風致保護のほか、国や県の補助制度を活用して破損した擬木柵や路面の補修、沿道の各公衆トイレの修繕等、適正な維持・管理に努めています。

また、トレイルコースでもある主要地方道八戸階上線の鮫角灯台下から、葦毛崎展望台までの区間については、道路が特に狭隘であることから、道路を所管する青森県へ拡幅、歩道設置等により、遊歩道としての安全性の確保について要望しているところであります。

昨年、指定10周年を迎えた三陸復興国立公園の北の玄関口として、また、本年6月に全線開通5周年を迎えた、みちのく潮風トレイルの起終点として、国内外から注目を集める種差海岸は、インバウンドを含めた更なる観光客の増加が見込まれており、今後とも利用者の利便性向上と安全確保を図る必要があります。

これからも同計画に基づく遊歩道等の適正な維持・管理や、県道区間のトレイル利用者の安全確保について青森県への要望を継続するとともに、インバウンド

も見込んだ観光客やトレイル利用者の増加に備え、案内標記の多言語化やコインロッカーの設置、レンタサイクルの貸し出し等、官民が連携したさらなる利便性向上につながる環境整備について検討してまいります。

【担当課：観光文化スポーツ部 観光課】

◎6. 「サバのまち八戸」事業の推進に係る支援

市ではこれまで、八戸前沖さばブランド推進協議会が行う「八戸前沖さば」の認知度向上や販路拡大などのブランド推進に係る事業に対し、令和4年度に補助制度を創設して、その取組を支援してまいりました。

同協議会については、サバの不漁により「八戸前沖さば」のブランド認定が2年連続で見送りになったことを受け、本年7月の総会において、会の目的を見直した上で名称を「サバのまち八戸協議会」に変更したところであり、新たに実施する「サバのまち八戸」の魅力発信、認知度向上等の取組は、多様な調理法を始めとした地域に根付くサバ食文化や高度な加工技術に着目して、地域経済の活性化を図り、サバと深く繋がるまちの文化を次世代へ継承・発展させていく大変有意義な取組であり、市としても大いに期待しているところであります。

令和7年度以降の「サバのまち八戸協議会」の取組に対する支援については、事業の内容や目的、期待される効果等を適切に評価した上で、年明け以降に行われる当初予算編成において検討してまいります。

【担当課：農林水産部 水産事務所】

■社会課題等

1. SDGsに基づく海洋ごみ回収事業の継続

2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標であるSDGsは、17の目標と169のターゲットから構成されており、誰一人取り残さない社会を実現するための取組が世界各地で進められております。

令和元年6月24日に貴会議所水産部会及び水産関係団体5団体が「八戸港版・SDGs推進宣言」を行い、水産都市八戸を構成する主要な関係者として目標達成に向けた取組を定めたことを踏まえ、市では海洋ごみ回収事業を拡充し、従来から行っていた海岸漂着物等の回収に加えて、各漁業団体と連携し、操業中に漁網等にかかった入網ごみの回収や、沖合底引き網漁船による海底ごみの回収等を行ってまいりました。

市といたしましては、SDGsの目標14に掲げる「海の豊かさを守ろう」の推進のため、今後も海洋ごみの回収体制の維持に努めてまいります。海洋ごみの発生原因は多岐にわたり、また相当広い範囲に分布していると考えられ、沿岸自治体のみでの対応には限界があることから、国・県の制度を活用しながら、貴会議所を始めとする関係各所と一体となって活動を展開し、当市の基幹産業の一つである水産業の持続可能な発展に取り組んでいきたいと考えております。

【担当課：市民環境部 環境政策課】

2. 空き家の利活用に資する対策の更なる推進

市では、人口減少や高齢化に伴い増加する空き家に対応するため、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき八戸市空家等対策計画を策定し、空き家の適正管理と利活用を中心に、管理不全な空き家の改善依頼、実態調査や空き家バンクの運営、リフォームや解体に関する補助金の交付などに取り組んでおります。

上記取組に加え、令和6年3月には、深刻化する空き家への対策を強化するため、法改正内容の反映や新たな取組を位置付けるなど、計画を改定したところであり、老朽化した危険な空き家の特定空家等の認定や所有者に対する改善の指導・助言を始め、空き家の発生抑制を目的とした単身・高齢者世帯向けの「住まいの終活」に関するセミナーを実施しております。

さらに、令和6年8月に発足した「はちのへ空き家解消ネットワーク」を利活用推進の中心的な役割に位置付け、市が把握する空き家所有者にネットワーク構成団体の専門的知見を活かした活用方策を提案することで空き家の解消を進めており、今後は構成団体との連携を強化するとともに、本ネットワークの活動内容について、空き家ポータルサイト「はちのへ空き家ずかん」や市広報紙、公式SNS等を通じて広く情報を発信し、取組の周知・啓発を図ってまいります。

市といたしましては、これらの取組を着実に進め、引き続き総合的かつ計画的な空き家対策の推進に努めてまいります。

【担当課：都市整備部 都市政策課】